



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和7年10月10日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

歯 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	原則として、「含歯性嚢胞」病名に対して、「J043顎骨腫瘍摘出術(歯根嚢胞を除く)」及び「J000 抜歯手術 4埋伏歯」の算定を認める。	含歯性嚢胞は嚢胞腔内に歯を有する嚢胞であり、同じ濾胞性歯嚢胞に属する歯を有しない嚢胞は、原始性嚢胞として区別されていることから、「含歯性嚢胞」病名で顎骨腫瘍摘出術と同時に行われた抜歯手術の算定は認められる。なお、これらの手術の算定に当たっては、「複数手術に係る費用の特例」(平成30年3月20日厚生労働省告示第72号)によることとする。	適用診療月 令和8年1月1日

本件に関する問合せ先
中四国審査事務センター
・ 内科・歯科審査室歯科審査課(TEL:082-576-8229)